

第 37 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	平成 26 年 1 月 15 日 (水)
		午前 9 時 30 分
場	所	大阪市役所 屋上 (P 1) 階 会議室

大阪市都市景観委員会（第37回）

1. 開催日時 平成26年1月15日（水）午前9時30分～11時30分

2. 開催場所 大阪市役所 屋上（P1）階 会議室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長 澤 木 昌 典

委員長代理 嘉 名 光 市

委員 阿 部 昌 樹

岩 田 三 千 子

下 村 泰 彦

田 中 み さ 子

福 田 知 弘

（2）市 側

河 合 建設局管理部路政課長

事務局（都市計画局） 佐 藤 都市計画局長

角 田 開発調整部長

山 田 開発調整部都市景観担当課長

大 倉 開発調整部都市景観担当課長代理

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

デザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討について

3 閉 会

〔配付資料〕

- ・資料1 デザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討の方向性について
- ・資料2 美観誘導制度対象街路のまちなみの現況
- ・資料3 設置事例（屋外・屋内）（委員限り資料）

- ・資料4 美観誘導路線における1階店舗率
- ・資料5 他都市事例（委員限り資料）
- ・資料6 フォトモンタージュ（まちなみへの影響について）（委員限り資料）
- ・資料7 フォトモンタージュ（低層部の面積について）（委員限り資料）
- ・参考資料 デジタルサイネージ等のあり方を検討するに際しての参考資料

5. 議事の概要

○大倉都市景観担当課長代理

それでは、定刻がまいりましたので、ただいまより第37回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市都市計画局開発調整部都市景観担当課長代理の大倉でございます。

報道機関の方に申し上げます。議事開始前までに限り会議前の撮影及び録画、録音を認めます。議論中は写真撮影、録音、録画できませんので撮影等をされる場合はただいまの間をお願いいたします。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

本日の都市景観委員会には、委員11名中7名の御出席をいただいております。

○事務局

資料確認

○大倉都市景観担当課長代理

それでは、本日の議題でございますが、7月1日開催の都市景観委員会で、今年度調査検討を行うテーマについて承認されましたデザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討について、この間、事務局のほうで調査を進めてまいりました。本日、建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ等のあり方についてとして、資料のほうを取りまとめておりますので御審議のほうをよろしくお願いたします。

それでは、これから議事進行につきましては澤木委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○澤木委員長

皆さん、おはようございます。非常にお寒い時期になりましたけれども、早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいるんですけども、その前に今日の委員会の議事録指名人を指名させていただきたいと思うんですけども、一応委員会の要綱3の3に基づいて指名するという事になっておりますので、今回順番としては田中委員と福田委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題を進めてまいります。本日の議題はデザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討についてということでございます。先ほど事務局から御説明がありましたけれども、7月1日の当委員会でこれについて検討をしていくということを確認いただきましたので、検討は始まっておりますけれども、今回は議題をこれ1本に絞っていろいろな角度から御意見をいただくということをお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より本日の議題の資料の説明をよろしくお願いいたします。

○山田都市景観担当課長

資料説明

○澤木委員長

ありがとうございました。事務局から今日の資料の説明をいただきまして、残り時間がちょうど1時間ぐらいになってきたんですけども、その時間を使っていろいろ皆さんに御意見を伺っていきたく思いますけれども、今日の議論の中心は資料1、特に2ページ目の右側の3番のデジタルサイネージの設置により懸念されるまちなみへの影響とか、4番のその他懸念される影響、こういったようなものも踏まえつつ、5番の建築美観誘導路線におけるデジタルサイネージ等のあり方についてどういう方向性を目指していくかというあたり、5番が中心になりますけれども、こういうあたりについてのお考え、御意見を賜りたいなと思っています。

先ほど説明がありました参考資料というのは、あくまでこれを5番の中で緩和という方向性が出てきた場合に例えばゾーン分けとかあるいはコントロールの度合い、あるいは方法などによって幾つかのパターンが想定されるのではないかというものを少し資料としてつくってみたものでございますので、主には資料1の2ページ目を中心に御意見をいただければと思っておりますけれども、まず今御説明いただいた資料に関しまして、基本的な御質問とか何か、最初にこれだけは聞いておいたほうがいいというところはございますでしょうか。

私のほうから、1点だけですけども、この建築美観誘導の基準の中の広告物について

ですけれども、窓面の内側の広告物は設置しないという規制がありますけれども、これは窓の外にという。

○事務局

そうです。

○澤木委員長

窓にかぶせてということですね。資料で出てきた。

○事務局

中側じゃないです。

○澤木委員長

紳士服の店の中のものとか、あれは現行でも規制対象外ということによろしいんですか。

○事務局

対象外です。

○澤木委員長

はい、わかりました。

それじゃあ、御質問等でも結構ですけれども、なければいろいろ御意見を賜っていきたいと思いますが、一応今日の議論の原点として事務局の説明にもありましたように、メディアファサードに関しては少し今後の課題という形にさせていただいて、一応他の広告物ということで常設、一定期間点滅、動くものというそういう対象になるデジタルサイネージを中心に検討を賜りたいということです。この点に関しては特によろしいですか。

じゃあ、そういう前提で御意見をいただいきたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、田中委員。

○田中委員

例えば小さいものですけれども、10個ぐらい並べてそれぞれ違う映像を流すとか、そういうことも考えられるんじゃないかと思うんですけれども、それはまとまりがあったら合計して何㎡とかいうふうに考えるんでしょうか。通常の広告物の場合は壁面にどのぐらい設置しているとかそういう割合で計算していたと思うんですけれども。

○事務局

合計するかどうかということですか。

○田中委員

そうですね。通常の広告物だと例えば小さい、同じ物をいっぱい並べている場合とかもあると思うんですけども、こういう動くもので、例えば一つの画面は小さいけれども、写してみたら全体で大きな一つの画面になるみたいなもので動く映像を出すとか、そういうものも考えられると思うんですけども、演出の仕方というのが今までの広告物とちょっと違うことがあるんじゃないかなと思うんですが。

○事務局

御指摘の点については、もし緩和ということになるのであれば、これから検討していかないといけないかなと思っているんですけども、たたき案のところでも示させていただいていますのは、今まで通常の広告の場合でしたら、壁面の10分1以内かつ50㎡以内で、全体を足し合わせてこの範囲でないといけないということが基本だったんです。今回、たたき案では1面黒丸㎡以下と書いてあるのは、基本的には50㎡の中にサイネージも含むという前提なんですけれども、ただ、フォトモンタージュを見ていただいてもわかるように、低層部でも7㎡ぐらいまでいくとかなり大きいんです。そういう形になると50㎡以内でほかの広告は全然なしで50㎡の例えばデジタルサイネージなどが低層部に出ると、かなりヒューマンスケールのまちなみで見たときの影響は大きいのかなというふうに思っているんで、トータルの広告物としては50㎡がまず今までどおりあるんですけども、その中でも特にデジタルサイネージについては、例えば7㎡とか3.5㎡以下とかいう基準を上乗せで設けようと思っています。例えば、1面3.5㎡以内という形になれば、これまでの広告と同じ扱いにするのであれば、3.5㎡以内でいくつか設置可という形になると思います。そのあたりはそういう形ですか、一つ一つの対象にするのかについてはもう少しこの辺は検討を深めたいかなと思っているんですけども、基本的な考え方としては3.5㎡と決めれば今までと同じように内数の中でやるのが現実的なのかなとは思っていますけれども、まだ少しそこは制度設計がもし緩和するのであれば検討しないといけないかなというふうに思っています。

○澤木委員長

田中委員、よろしいでしょうか。

○田中委員

はい。

○澤木委員長

緩和するといった場合にはそういったところの議論が必要になってくると思いますけれど

ども。

一応、資料1の2ページ目の5番のところですけども、視点として①から⑤番を挙げていただいています、まず緩和するという前に①で書いているデジタルサイネージが技術革新で広告ポスターに取って変わるものとして出てきている、これは事実だと思いますけれども、その後、またと書いてあるまちの魅力アップの向上に資する演出ツールの一つとして捉えることができるという、こういう見方がないとなかなかこれを緩和していこうというところにはいかないのかなと思いますので、こういう見方ができないのであれば今までどおり点滅または動く広告物という範疇で今までどおりでいいのではないかという議論で片づくと思うので、この①当たりどうなのでしょう。こういうものを使えばもっと景観形成の向上につながるよとか景観形成だけではなくて、まちの活力とか活気とかにぎわいとか魅力とかそういったことになると思いますけれども、魅力アップ向上に資するツールとして捉えられることができるか、こういった考え方も含めて御意見賜っていただければありがたいなということ。

○下村委員

この参考資料を拝見していますと、いろんなコントロールの仕方があるということで、パターン1を拝見していますと全エリア、もしくは特定のエリアということでこの参考資料には書かれているんですけども、これは恐らく景観形成も含めてそのまちなみをどういうふうに誘導していくかというふうなところの、街路がもっている将来像であるとかビジョンであるとか、それに落ちついたまちなみであるとか落ちついて緑が豊かなというふうに書いてあれば、こういうような一般の屋外広告物も含めてきつい誘導基準が必要になってこようかとも思いますし、このデジタルサイネージ以外にも含めてですけども、そういうような美観誘導制度を策定されている中で、もうちょっと話を進めますと、通り1本が全て同じようなゾーンではないというのはみんな認識していると思うんですけども、一つの街路でも、例えば御堂筋一つを取り上げましても南から北までいく間でかなり沿道の建築物も含めた様相がわかると思いますので、そういうゾーンごとに指導基準を変えられることが可能なかどうかというふうなことと、本当ににぎわい空間の演出とか美観誘導制度を拝見していますと、いろいろ目標が書かれておるんですけども、そういうふうな例えばにぎわい性の演出というのはどういうものなのかということとちゃんと理解しておかないと派手な広告物までいったにぎわいが大阪のにぎわいだというふうに以前から誤解されている地区や地域がいろいろあったかと思うんですけども、結論を言いますとゾ

ーンごとにしっかりとそのまちをどうしていくかということを抑えつつ、こういうようなデジタル以外も含めた屋外広告物のあり方というのをきっちり決めていかないと、皆納得しないでなぜここで動くものがだめなのかとか輝度がどれぐらいだとだめなのかというのは指導基準が正当な理由がなくなってくると思うんです。ですので、単純にこういうふう基準値を設けたりとか緩和するにしても、何度も繰り返して申しわけございませんが、記載に入る場所はどこが、緩和する場所はどこで、もしくはどの街路のどの部分で、そういうところの目標は将来こういうふうな景観づくりをしたいから規制しますよというふうな、そういう中で指導基準をもう少し精査していく必要があるかというふうに思います。

○澤木委員長

ありがとうございました。今のことで、美観誘導においてゾーンごとの基準の設定が可能かといったような御質問も含まれていたんですけれども、そのあたりのお考えはいかがでしょう。現在でも、建物の建築物の配慮といったようなものは土佐堀通り沿いでは三つのゾーンに分けて設定されていますけれども、この辺は別に縛りにはないということではないんですよね。

○事務局

そうですね、今でもそういう形ではやっているのです。

○澤木委員長

広告物については今のところ1本できていますけれども。

○事務局

特性なり、ゾーン分けをどう考えるかという考え方があれば、可能かどうかというところと可能だと思いますけれども、その場所をなぜそこを分けたかという、その理屈が必要だと思います。

○下村委員

それはここで決められるんですか。

○事務局

最終的にはこの委員会としての意見をまとめていただいて、それを踏まえて行政に話をするという形ではやっていきますけれども、今回少したたき案的に我々なりに今の現況なり、これまでのまちなみ誘導を踏まえると、こういうエリアも少し考えられるのかなというのは、まだ考え方の段階ですけれども、示させていただいているんです。これを一つのたたき案としながら今の現状も踏まえつつ、少しこのルール化みたいところで、全エリ

ア、特定のエリアとたたき案で分類して書いているのはそういう趣旨でございまして、例えば住居系の入っているなにわ筋は今のまちなみが落ちついたということで考えるとよろしくないという話であれば、ここはこの対象の範囲外にするとか、そういうことでたたき案のゾーン分けとコントロールの部分の対象エリアをクロスさせながら考えていただくということがどうなのかなと思って、御提案させていただいているんです。

○澤木委員長

今の下村先生の御意見はもし緩和する場合ですけれども、その場合には各路線ごと、街路ごとの特徴を担うなら、それぞれの路線ごとの中でゾーンごとに美観誘導の考え方というのを整理して、それに合う形の基準をつくっていく、緩和する、しない場所の仕分けをする場合には基準をつくっていく。そういうことは必要ではないかという御意見と理解していいんですね。

○下村委員

そうです。事務局からお話がありましたように、まず緩和するのを道路沿いごとにやるのかどうかというのはパターンに書かれている。ですからこのストーリーでいいと思うんですけれども、どういうパターンでこの委員会として対応していくのかというのをコンセンサスを経てその中で考えていくときにはもう少し、今ここのパターンを澤木先生がおっしゃるようにモデルパターンを幾つかしっかり分けて基準をこれでいきましょうかというような、そういう検討を具体的に進めていくプロセスに多分考えておられるんじゃないかなと思うんですけれども。

私はそういうふうに、ある一定の基準を考えながら、詳細については協議していきながら内容や輝度やということを一対一対応でやっていく必要が結構あるかなと思います。そうしたときにどれぐらいの大きさになったときとか、事業者の方にそういうふうな協議を行う可能性がありますよということを周知して全部行う必要はないかもしれませんが、それは事務局判断になろうかと思いますが、ある程度専門家の意見を聞く必要がある案件も出てきそうな気がしますし、その辺のプロセスをしっかり位置づけて示しておくことが必要かというふうに思います。

○澤木委員長

ありがとうございます。そのほかの方、いかがでしょうか。

はい、阿部先生どうぞ。

○阿部委員

二つぐらい質問があるんですけども、一つは参考資料のほうで後の他都市の事例ということで交通安全上の配慮ということで信号機から離れているとか交差点付近では設置しないとかいうふうな、これは魅力アップというよりも交通安全という観点からの規制ということになりますよね。恐らく、その信号とかぶってしまうとかあるいは交通標識等特に色、サイネージの色次第では交通標識が見にくくなるというようなこともあると思うんですけども、そうした道路交通の安全性の確保という観点からの規制は別途考えるということなのか、合わせて考えるということになるのかというのが1点目です。

それから、もう1点として公益的な機能、特に災害時の情報提供ということなんですけれども、これは実際に例えばあと何分、何十分で津波がきますとか、この地震では津波の心配はありませんとかいったような情報を、商業広告の中に緊急情報として割り込ませるようなことが実際技術的に可能なかどうかというような、本当に公益的な目的で緊急時に利用できるような仕組みを構築することができるかどうかというようなことを2点目として、今どういう状況なのか御説明いただければというふうに思います。

○澤木委員長

いかがでしょうか。ちょっと技術的なほうは即答できないかもしれませんが、わかっているらば。

○事務局

2点目の話についてはまだ少しまちの魅力づけという意味で観光情報を入れることとかあるいは災害時の情報なんかがあればいいんじゃないかということで、他都市の事例ではそういうことが入っているものが事例としてあるというというのは聞いていまして、そういうことはできるのではないかなというふうに思っている状況で、阿部先生がおっしゃっていただいた技術的にどこまでがどうかというところまで、まだそこまで詰められてはいんですけども、少しそういう事例もあるということを前提にそういうことがあることでまちの魅力づけあるいは利便性の向上につながるのではないかという提案なので、技術的なことについては今後もう少し詳細には検討を深めないといけないというふうに思っています。

それから、1点目の交通安全上の話ですけども、この点につきましてはこの間、今日も来ております道路管理者の建設局の担当のほうとも少し話はしているところなんですけれども、基本的にいわゆる道路、トンネルの入り口のところとか、歩道橋のところとか歩道上とかそういう道路上の場合は交通管理者は交通安全上どうかという形でいろいろ指導

なりは言われるんですけれども、基本的に今回まちなみ誘導の対象になっているのは民地の中の建物なんです。そういう形になると我々と事業者側で協議をしている中で、民地の中の話ということで特に我々の協議している中では交通管理者に意見を求めるとかというような誘導も特にしないというのが実態です。交通管理者と協議をやるとしたら、我々がもし緩和するとして一定、基準をつくったときに交通管理者の意見を聞く機会を設けるか設けないかだと思うんです。今までは、交通管理者の立場としては民地の中については特に指導の対象とはしてきていないというのが基本的なスタンスで、ただ、行政側から少しこういう交差点付近も含めて懸念されるのでということで我々が基準なりをつくるにあたって協議をすれば交通管理者として意見は言うと思います。ただ、そこにいくかいかないかを含めてどうするかを考えないといけないと思っています。今回のこの都市景観委員会のほうで議論をいただきたいのは、まちなみ的な話としてどう考えるか、大きさとか設置場所とか、輝度とかあるいはコンテンツ的なことも含めてということを中心に御議論をいただけたらなというふうに思っていて、交通安全上の話をどうしていくかについては、行政側である程度案をまとめる段階でその段階でいくのかいかないのかも含めてそこは少し考えさせていただきたいというふうに思っています。

○澤木委員長

よろしいでしょうか。後のほうは今後の課題ですけれども、最低限必要なことかなとは思いますが、デジタルサイネージの設置によって標識が見にくくなったりして周囲で交通事故がふえたりとかされても困りますし、実施の場合には十分検討をいただくような話になると思いますけれども。

そのほかの御意見で、はい、田中委員どうぞ。

○田中委員

横浜市の事例で具体的にどうやって規制しているんですか。実際の映像をみんなで、例えば自主ルールをつくったり協定を結んでいる規制グループみたいなものがあって、そこで実際のものを審議して規制をしているんですか。どういう方法なんですか。

○澤木委員長

実際の協定の運営方法ですね。運営方法の中でこういったデジタルサイネージに関してどういう協議とかいう指導、誘導を行っているかという御質問だと思います。

○事務局

基本的にこの地区内でこの参考資料にも書いているんですけれども、いわゆる地権者間

でまちづくりの基本協定というのが結ばれているんです。

一方で、みなとみらい地区というのが景観法に基づく景観計画ないしはそこに書いてある都市景観の創造に関する条例に基づく景観協議地区を定められていると。これは行政が定めているものです、その景観地区の中でいわゆる誘導の指針として映像装置は良好な景観に十分配慮するという指針があるんですけれども、協議の仕方としては、まずみなとみらい21の自主ルールに沿ったものであるかどうかを地権者間でまかされているやつなので、聞いている範囲ではそこでその基準に沿ったものかどうかを民間の地権者間のほうでそこを審査して、その上で行政側が必要な景観法に基づく届出とか条例に基づく協議とかを受けているということで、その行政側がやる景観協議の前提に自主協定の内容が守られているかどうかを民間側でチェックするという形になっていると。そういう形で行政側と連携しながら実施しているというふうに聞いています。

○田中委員

ふつうの広告物だったら、例えば広告物案みたいなものを見ればどんな文字が書かれているとかそういうのはわかると思うんですけれども、映像の場合は実際の映像をみんなで見て判断するということですか。

○事務局

具体的に見ているかどうかですか。

○田中委員

はい。

○事務局

今把握できているのはそこまでで、田中先生がおっしゃっている具体的にどの辺までやっているか、まだ聞けていないので、改めてヒアリングをかけて聞いておきたいというふうに思っています。

○田中委員

例えば点滅の仕方なんかも、テレビなんかもよくいわれるんですけれども、余りにも激しい点滅は目に影響があるとかいう話もあったと思うんですけれども、ここに事例としてモニターで上がっているのは割とコンセプト的なきれいな映像みたいなもので事例をされていますけれども、例えば文字だけで赤と白、白の背景に赤い文字が出てそれが点滅し続けるみたいなものも可能ですよね。この大きさだけを規制している場合は。そういうものがいっぱいになったら、あんまりまちなみにぎわいに資するとはちょっと思えない

ので、そういうのをどう誘導できるのかなというのを疑問なところがあったんですけども。

○事務局

具体的な審査のほうは、また聞いた上で御紹介させていただけたらと思います。

○澤木委員長

では、そのほかの御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

はい、岩田委員お願いします。

○岩田委員

にぎわいという言葉に沿ってデジタルサイネージをひとつどう考えるかという、結局は大きさをつけていいのかつけてよくないのか、そしてその大きさをどうするのか、その辺がこの今日の話の落としどころとか着地点なのかなということが大体わかってきたんですが、さっきからいろいろな具体的につけるとしたら、いろんな状況を想定して問題がありそうだなと思ったときに、実際にまちづくりの主体者とかその地区の自主的な何か働きかけとか意見とかそういうものというのは、どんな形で出てきているんでしょうか。まず、行政が決めてしまっただけじゃなく、各地域で何か意見が違ふんじゃないかなという気がするんですが、そういうことは聞いていかれたほうがいいんじゃないかと思うんですが、どんな意見が出ているかちょっと教えていただきたいんですけども。

○澤木委員長

いかがでしょうか。

○事務局

先ほど、少し説明の中でも若干触れさせていただいたんですけども、まだできる範囲でヒアリングをしているところでございますけれども、一つは梅田近辺の鉄道事業者のほうに聞いております。そこでは既にそういう電鉄系の会社が既存の組織なんかもつくられていて、そういった中で少し個別に鉄道事業者のほうにヒアリングをかけているところなんですけれども、一つは需要として今すぐ設置かというところとすぐにとりあえずどうかなというのもおっしゃっているんですが、ただ、今までもいろいろ設置の検討なんかもされていて、基準が緩和されるということについては望ましいというふうにおっしゃっています。

あと、動く広告という視点でいったときに、我々ある程度、質を保とうと思うと自家用ということになるのですけれども、広告としていろいろやっていく中では商業的なものあ

るいは大きさも含めて基準の緩和を検討してもらえるとありがたいという形の意見で、あと加えて、内容について少し気になるところだということですが、例えばうめきたなんかでもエリアマネジメント組織が自主ルールをつくったりもしているので、少しそれと同じような形で学識の先生方の意見も聞きながら個別に内容を決めていくような形でできればという意見がある電鉄系の会社からはいただいております。

また、同じく北側の電鉄系の会社のほうからは、ビル周辺の歩行者の多い場所では催事の情報とかテナントの情報とかタイムリーに情報発信を行うことができるデジタルサイネージについては設置したいという意向はあります。ここについても今までいろんな規制誘導の中でも結構自家用広告に限るという形をやっているんですけども、できたらそういう先ほどの事業者と同じく商用についても少し検討はしてほしいと。ただ、たとえ商用が可能になった場合であっても自社のブランド力を阻害するような映像を流すことはないというようなこともおっしゃっています。あと、加えて少し今回のたたき案のところにも書いておるんですが、催事的なもの、一時的な利用について、これについては面積的なものも含めて緩和ルール化してほしいということで、ただ、一時的といっても質を保つためには1カ月程度の期間が欲しいという意見をいただいております。今御紹介したのが北側の梅田駅周辺の鉄道事業者の関係です。あと、難波駅のほうの周辺の鉄道事業者のほうにも聞いておるんですが、ここでは少し、難波駅のところでフォトモンタージュ、資料6でつけていて、大きさを変えて今回フォトモンタージュで検証したものなので、その奥側に実は御堂筋からある程度離れた距離もあるということで、右のこのビルの奥のほうに板みたいなのがあると思うんですけども、そこは実はこれまでの美観誘導の中で少し特例的に一定、ビルの壁面であっても御堂筋沿いから離れているということもあって、デジタルサイネージをつけていたこともございます。ただ、今もうサイネージとしては利用されていないんですけども、ここについては少しそのビルでデジタルサイネージが設置されたときに、結構、音量が大きくてそういう形で少し課題というか問題点もあったので、設置する場合には少し音声の問題が気になるということをおっしゃっていました。ただ、以前この電鉄系の会社さんも少し美装化のときにテレビモニターの設置なんかも検討したこともあったということで、デジタルサイネージについては設置の意向はあるものの、音声の問題とかサイネージは歩行者が見ながら歩いたりもするので、その辺の課題なんかも考えながら少し慎重には検討はしてみたいというふうに聞いております。あと、同じく北側と一緒にいるんですけども、その催事的、一時的なものであればちょっと面積要件も含

めて緩和してもらおうとまちの魅力づけにもつながるので、催事的なものも含めて検討をしてほしいというのが南側の鉄道事業者からの意見です。

主立ったところですけども、そのような意見を聞いています。

○岩田委員

その主立ったところというのは、今おっしゃった広場的なというか駅周辺のところということで、そういうところはほかのところと比べると条件がちょっと違うかなと思うので、積極的なというか主体者がどこかということで積極的にそういう方たちが主体的に考えていただいて、そういうものがにぎわいとして成り立つかというふうに考えていける場所なのかなと思うんですけども、通りに面したああいうところは交通が主目的なので、そういう面等の扱いは全然別なのかなというふうに思うので、ゾーンという話を最初にお話をされていましたが、ゾーンなのかそういう通りなのかというふうな形で全然意味が違うなという感じがしています。

通りに面したところで広告物を設置するという自体は私は反対したいなというふうに思うんですけども、デジタルサイネージだからにぎわいがあるとかそういうことじゃなくて、まちの美観として一緒じゃないかな、別ではないんじゃないかなと、そんな感じがしていますので、ちょっと分けて考えていくべきところもあるんじゃないかなという気がします。

それから、点滅に関しては発達障害の人たちの研究なんかをしているんですけども、そういうことでてんかんを起こしたりとかいう原因になったりすることもありますので、たくさんの方がそれを見るということについては内容も、この頃いろんな情報がありますからつくる側も考えていこうと思うんですけども、一言そういうことも添えていたほうがいいのかという気がします。

○澤木委員長

ありがとうございます。それぞれの路線の街路のまちづくり主体の御意向みたいなものは今事務局の御説明は北と南のターミナル周辺の事業者が中心だったので、もう少し真ん中の部分の沿道で何かそういったことはヒアリングできる主体があればもう少し御意向なんかも聞いていただければと思いますけれども、御堂筋はいろいろあるんでしょうけれども、堺筋、四ツ橋等々も含めて沿道の事業者の方々の組織みたいなところでお話が聞けたりとかいうのがあれば少し情報を仕入れておいていただけたらありがたいなと思いますけれども。

よろしいでしょうか。はい、福田委員お願いします。

○福田委員

私は基本的な考え方としては受け入れてもいいんじゃないかなというふうに考えているんですけども、それは先ほど澤木先生がおっしゃった演出ツールというところですが、技術的にどんどんこれまでも看板の技術というのが進化してきて、今まで来ているわけなんですけれども、それに今コンピュータがつながって動画とかそういうものが映せるようになってきたと、それもダイナミックに変えられるようになってきたというところで、場合によっては演出の支援にもなると思うし、先ほど阿部先生が質問をされたような、システムとしてスタンドアロンでUSBでデータを繋げるだけであれば、即時対応は無理ですけども、ネットにつながっていたりパソコンにつながっていればダイナミックに変えることができるということで、緊急の対応も技術的には可能だと思います。その辺は企業者の良識かなというふうに考えています。

ただ、先ほどから議論も出ているように、点滅への懸念とかそれから特に夜間のほうが目立つんですね、夜間の場合に輝度というのは絶対的な値というのはなかなか判断が難しいところがあるので、その背景とのコントラストをよく吟味するとかそれからほかのところでは照明のイルミネーションのパターンなんかあらかじめ全部は無理ですけども代表的なコンテンツを動画で持ってきてもらって、それを見て判断をするということも経験的にはあるんですが、そういうふうな質的な評価も含めてチェックをして、それで認めていくという必要があるのかなというふうには考えています。

○澤木委員長

ありがとうございます。嘉名先生、いかがですか。

○嘉名委員長職務代理

私も受け入れてもいいかなというのが大きな考え方として、むしろ沿道に面していない側面の高層階のやつとかああいうほうが僕は逆に気になって、低層階については一定の大きさの範囲内であれば認めていってもいいのかな。建築美観誘導制度ができた当初は多分こういうものを想定して規制していたルールでは多分なかったと思うので、そういう意味では一定程度は受け入れをするというのは時代の組成からしてもいいのかなというのが1点です。

それから側面の既に設置されているデジタルサイネージなんかはこれは設置不可とするには技術的に難しいという話も事務局にあらかじめ聞いていますけれども、何とかできな

いかということもお考えいただければなというのが2点目。

もう一つが駅前とかターミナルの部分です、これは例えば去年は御堂筋で緩速車道を締め切るような社会実験を大阪市さんはされていましたがけれども、多分これも時代の通性でしょうけれども、多分都市の中にどんどん広がる的な空間というのがふえてくる。そういうところで人がたくさん滞留するというような都市空間が多分ふえてくるので、そうやってきたときに都市のメディアとしてのこういうエリアマネジメント広告だけじゃないですけども、こういうデジタルサイネージ系のものというのは非常に一定の役割というかいものを担ってくるだろうというふうに考えます。だから今ある空間だけじゃなくて、多分こういう場所がふえてくるということを考えたときにも対応できるような形で一定ルールをつくっていったほうがいいんじゃないか。それも地域の合意とかそういうものを少し加味しながらというのが一つの考え方じゃないかなというふうに思います。

それから、これはちょっとなかなか難しい話なんですけど、建築美観誘導制度はできて、私の理解ではおおよそ30年ほどたっているんじゃないかと思うんですが、パースを見てもちょっとこれが目指すべき通りの姿かという少し古いのは否めないという話があって、そもそもこの美観誘導制度でいいのかどうかという話が大きな話としてはあるというふうに私は理解をしています。当時の議事録なんかも少し読んだことがあるんですが、当時は建築面積が200㎡以上とするところが非常に重要で、ペンシルビル、小さいビルが建たないようにしていこうということを非常に主眼においた制度だと聞いています。だからまちなみという言葉をあえて使わずに建築美観という言い方をされていて、建物単体をそこそこのものを建てるようにというのが考え方の柱だったと。それから30年たって、一定程度敷地の大型化というのは進んできて総合設計なんかも絡んで、一定程度役割は果たしたというふうに考えられたときに、またちょっと次の時代にあった美観のあり方みたいなことが大きな部分としてはあるのかな、これは今回あわせて考えるというつもりはないんですが、今回のことでちょっと思いついたというか今後の課題としてそういう宿題があるのかなというふうに認識をしました。その上で、このデジタルサイネージと絡めて言うと、ルール化するにしても美観誘導制度の枠の中でルール化するんですか。少しそこが気になっていまして、美観誘導制度というのは

要綱ですよ。一方で景観計画も大阪市さんはつくっておられるという流れもある中で、このまま要綱でやるのがいいのかということも次の段階としては考えるべきではないかなというふうに思います。もし可能であれば景観計画の中に組み込む方法はないとか、少

し別の方法も考えていってはいいいのではないかというふうには思っております。

○澤木委員長

ありがとうございます。ちょっと後段の話は私もずっと気になっていることなので、もしお考えがあれば情報を提供しておいてほしいんですけども。

○都市計画局長

景観論は景観法ができた際にどう景観計画を策定するかというときにまさに今おっしゃったような特化型は考えるべきじゃないかというのは、全市で指定したという際の議論としてはずっと残っておると私自身認識してしまっていて、そういう意味ではこの美観誘導を今回の資料でもそうなんですけれども、30年の検証というのを1回やったらどうだということで今日の資料にもなっているわけなんですけれども、その中で下村先生からもご意見ありましたけれども、ストリートじゃなくてゾーンで30年間の動きが変わってきているというのが外観ですけれども、今日の説明の中でも整理させていただいているんです。その中でゾーンごとの景観をどうしていくのかという中にデジタルサイネージをどう位置づけるかというのが当然のことながら議論した上で整理をしていかないと事業者のほうからそういう要望なり要請があったときに、だめなものはいくつ理由でだめで、いいものはいくつことを考えてほしいということをはっきりと説明していかないとはいけません、行政対応として基本的な理念をここで整理をしたいというのがもともとの考えだったんですけれども、おっしゃるようにこれを期にもう一回美観誘導制度というものを今後どういう制度をもとに位置づけたらいいかということを考えていくというのは、必要だと思っています。ただ、優先順位で言うと、とりあえずデジタルサイネージはかなりのスピードで世の中に出てきていますので、その一方で美観という面でどういう考え方で整理できるのかというのを当面整理した上で、美観誘導路線のそもそもどう位置づけますか、あるいはゾーンごとにもう少しゾーンを変えてストリートじゃなくてゾーンごとにどういうふうに景観のコンセプトをつくっていきますかというのは、引き続きといいますか次のテーマとしてとらまえて考えていくということで、流れの中で今後、ご審議いただいたらどうかというふうには思っているんです。

○澤木委員長

ありがとうございました。そのほかの御意見いかがでしょうか。

はい、下村委員どうぞ。

○下村委員

少し繰り返しになりますが、進め方としては今のお話にもありましたように、私も先ほど申し上げましたように大きな大阪市内の少しこういうふうな対象地域の、もう少しディテールなゾーニングみたいな中で指定基準なんかを変えていく必要があるかというふうには思います。許可する方向性で検討をしていくほうがいいのかなというふうに思います。そのときには申し上げたようにパターン1とパターン2と参考資料に書かれておられます協議というのでもパターン1に盛り込めないかなとか、単純に基準値だけでしっかりとその地域が、ここは先ほど申し上げたように落ちつきだとかにぎわいだとかということがちゃんとゾーンごとにほとんどの人たちがコンセンサスを経て、そうしたらにぎわいというのはどうつくっていくかというのをちゃんとこちらが提示してにぎわい性というものは建築物にとってはこうで、屋外空間としてはこうで街路樹というのはこうでというふうな今の美観誘導制度の指定基準をもう少しディテールをちゃんと言って、だからこういう広告物はこうあるべきだと、それを計画的にまとめていくというふうなことがある一定、提示できれば皆そっちを向いてやっていってくれると思うんですけども、それがまだ明確でないときに動かしていかなければならない状況にということを経験すると一定基準の、こういう基準でいくよというふうな正論と同時に、一個一個というんですか一定の協議をしなければならぬ地域を指定したりとか、大きさを指定したりとかして、個別で少し先ほど福田委員のお話にもありましたように内容も吟味するような形で、そういうことをここで議論できればなというには個人的には思います。

○澤木委員長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

では、田中委員どうぞ。

○田中委員

フォトモンタージュにはかなり大規模な建築物にこれを掲出した場合ということで事例が出されているんですけども、現在、LEDもどんどん安くなっていて、先ほどの難波のところの事例で、横に某パチンコ店とか某消費者金融とか小さい広告物が固まっているところがむしろなんかそういうデジタルサイネージに全部変わったらどうなるのかなというのが気になるころなので、総合設計制度の場合は敷地も500㎡以上とかありますけれども、美観誘導制度の場合には特になかったんですよね。だからこのところにもそういう広告物掲出を見ている可能性はあるんじゃないかと思えますけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。地区によっては小規模な建物が混在しているということもあると思えます

ので、そのエリアで指定した場合にはそこも含まれて掲出する可能性はあるんじゃないでしょうか。

○事務局

そうですね、今の協議の対象を前提とする中でいくと、今先生がおっしゃっていただいているものも含めて対象になってくるので、小規模なところも含めて出てくるのが想定されます。

○田中委員

大規模な建物のところに主なものとして提示されるのはおもしろいとは思いますが、全部が安いからといってふつうの広告物じゃなくて、全部が同じようなデジタルサイネージも動画みたいなものばかりになっていくというのを想定すると、このエリアではこの程度の範囲でというのがないと歯止めがきかないというかむしろ煩雑なまちになるとかいう可能性もあるんじゃないかと思うので、そのあたりは小さな建築物にそういうものがたくさん掲出された場合というのを1回考えてみたほうがいいんじゃないかと思いますけれども。

○澤木委員長

緩和した場合の基準のつくり方ですね、個別の建物単位で規制をしていくと小さな建物がいっぱい入る、そのまちなみでは個々がデジタルサイネージを基準以下で一定面積以下とか中層以下でやったとしてもまちなみ全体としてはかなり煩雑なものになってしまう恐れがあるので、ある一定のブロックとかの中での総量規制というかキャップをはめるみたいな、そんなこともその場合には必要ではないかという御意見です。

○田中委員

それか、ある程度の規模の建物は緩和するけれども小さいものはちょっと対象外とか。

○澤木委員長

基準のつくり方の話ですね。ありがとうございます。

何か事務局からありますか。

○都市計画局長

コストは下がっていくかもわからないんですけども、現在は未だ結構高いんです。だから、広告用とか商業用に設置するにしても、それ相応の宣伝効果というのがないと設置しないということになっているみたいなんですけれども。といって将来コストが安くなったときにはびこる可能性もあるので、そこは少し考えていく必要があると思います。

○澤木委員長

はい、どうぞ下村委員。

○下村委員

今さらながらで恐縮なんですけど、屋外広告物審議会のほうではこういうことは検討されておられるんですか。他諸都市などでは屋外広告物審議会と景観審議会を一緒にやるパターンのところは私がお手伝いしている自治体ではほぼ今一緒になっているので、今後はどうかかわからないんですけども、ある一定何か屋外広告物審議会のほうでもそういうふうな懸念を持っておられるのであれば少し課題、整理なり何か問題が出ていないのかなというふうに逆に思います。

先ほど田中委員がおっしゃるように、私も総量規制とか集積度合いのほうのチェックなんかが必要になってくると思いますし、そうなってきたときに屋外広告物法に基づく面積要件なんかが、よりまだ厳しい緩和でないと柄が変わる分そういうふうには思うんですけども、何かそういう関わりなりが現状でできているところや地元からクレームが出てきているとか、何かもし課題があれば出しておいていただいたほうが、この委員会としても検討しやすいかなというふうに思います。

○澤木委員長

路政課長さん、どうぞ。

○河合建設局管理部路政課長

屋外広告物のほうとしては今大きな課題はないと認識しています。というのは一番初めの説明にありましたように屋外広告物の規制のほうでいうとデジタルサイネージ、基本的に規制をしていない側に今立っていますので、今回の美観誘導の関係で路線を決めて厳しい内容で誘導してきているのを、今後どう緩和していくかという、そういう流れかと思っています。

ただ、これは少し蛇足ですけども、よく勘違いされているなと思うのは、道路上がどうしても厳しい、広告の場合厳しいので、規制緩和をよく求められることはあるんですけど、屋外広告物の規制のほうでは結構緩和されているというか、規制はそんなに厳しくないの、先ほどの議論でも出ていましたように道路上は特に交通安全などの観点でどうしても規制は厳しいのは別途ありますけれども、今ここで議論をされているような内容は屋外広告物の関係では特に認識はしていないところです。

○澤木委員長

ありがとうございます。景観委員会としては広告物の規制を整えていく上でどうしていったらいいかという視点で意見を出していきたいと思いますので、この委員会としての方針を協議して出していけばいいかなと思うんですけれども、ちょっと時間も迫ってきたので、少しまとめの方向で発言させていただきますが、一応この委員会の進め方としてこの議題については一応年度内に大阪市のほうで委員会としての見解といいますか答申に当たるのか一定の方向性をまとめていただきたいという依頼を受けていますので、あと2回ぐらいですか議論をしていく中で一定の取りまとめをしていきたいと思っていますけれども、今日は出席委員の方も限定されていますので、次回以降も緩和すること、決定ではなくて仮定として緩和する場合にはこういう検討というような思慮をしながら取りまとめ方を考えていこうと思っていますけれども、私が最初に議題を振ったんですけれども、気になっているのは緩和するかしないか、デジタルサイネージを景観委員会としてどう捉えるかというところを一応ちゃんと書きたいなと思っていますわけです。要するに点滅看板とか動く広告物との違いとしてどういうメリットが景観上デジタルサイネージにあるのか、一つの演出ツールという形の書き方をされていますけれども、その具体的な中身といいますか質の部分をしっかりと位置づけた上で、その性格を見てどういうところでだったら広告物としてのデジタルサイネージを緩和していいのかというあたりを一定出したいですよね。そうすると、その性格とこの大阪市の今の現状、まちなみの景観の現状でゾーンを分けていった場合の、このゾーンだったらデジタルサイネージのこういう利点を使って景観形成をしていったほうがいいんじゃないかというところが見えてきますので、そのマッチングができるような形でデジタルサイネージというものの性格づけというか今後景観形成にどう使っていくかという部分をイメージしておきたいという部分があります。

あとは下村先生がおっしゃっているような流れとか大阪市のほうで、今日たたき案として出しいただいているパターン1、2とかありますけれども、こういったような形で市街地の特性を見ながら今までは一つの路線という形で堺筋なら堺筋ということで一様につくられているのはこの美観誘導基準ですけれども、もう少し中のゾーンというのが岩田先生はもう少し駅前という小さな面の固まりで捉えてはるかもしれませんが、ここで言われるゾーンというのは大きな交差点ごとの延長500メートルとか、沿道の部分を区割りした形のものになると思いますけれども、そういった地区の性格ごとに美観誘導、多分この美観誘導の基本方法というのは30年運用されているものの、これに照らしながらもう少し細かく見た場合に、景観委員会としてこういった方向性の誘導があるべきではないか

という、方向性を出していきながら検討していくんだと思いますね。

そういうゾーンごとの方向性が出た上で実際にじゃあどういふふうな形の緩和の仕方、運用の仕方をしていくのかというあたりで、地元のほうで例えばエリアマネジメントみたいなことで、地域のことを考えている組織があればそういうところの意向を伺ったり、そういうところと協議をするような仕組みを入れたりとか、あと個々の建築主との個別協議なんかをどう入れていくとか具体的ないろんなテクニカルな検討というのはその次の段階に入ってくると思いますし、あと下村先生が先ほどの御意見で言われたような形でいくと緩和の仕方とか順番みたいな形で、もう一律こういうところはいいいよと言ってしまう方法もあるでしょうし、ある程度モデル的にちゃんとエリアマネジメントができていて、地域のほうの方々もこの美観誘導の方向に合意を得られているようなところから順次認めていって、いい事例をつくりながら緩和していくみたいな段階的な緩和みたいなやり方もあると思いますし、そういったあたりも次回以降で少し議論していけたらいいなと思いますし、その延長上といいますか本来この景観委員会としては景観側としてどう見ていくかということになるので、デジタルサイネージのみだけではなくて建築美観誘導に関しての御意見も出てきましたので、こういうものを含めたデジタルサイネージだけではなくて大阪市のこういった主要街路の美観誘導のあり方みたいなものを景観計画との絡みとかで議論していくような、そんな大きな視野ももちながら議論していく、そちらのほうは本来だと思うんですけども、そういうことが大事ではないかなという御意見もいただいたのかなと思っておりますので、次回も一応つくり方としては同じかもしれませんが、もう少し今日の意見を踏まえてこの参考資料というあたりのたたき案をもう少し具体的なものとして幾つかのパターンを描きながら、これも緩和するという前提に立ちながらですけども御意見をいただいていって、そういうことをすれば緩和していけば景観委員会としても望むような方向の大阪市の景観形成ができるのかどうかというあたり、その辺の審議をいただきながら最後のまとめをどうつくるかと考えていきたいなと思っております。

本日、7名がご出席、4名の方がご欠席。4名の欠席の委員の方々にも今日の状態での御意見とかをまた承っていただいて、次回できるだけたくさんの方が出席いただける状況の中で意見をしながら、今回は少し取りまとめとして緩和という方向で書くのかといったあたりのところの結論ぐらいいは出して最終の答申案みたいなもの、たたき台に近いようなところをある程度形づくっていききたいなと思いますので、よろしく願いできればと思います。今日はちょっと時間の関係で11時半になってしまったので、議論を一旦打ち切り

ますけれども、またきょうの資料の中での御意見等がございましたら別途結構でございますので、事務局のほうにメールとか何でも結構ですので挙げていただければと思います。

そのほかちょっと今まとめてしまったみたいな形になりましたけれども、きょうの段階でこのあたりだけでも少し聞いておきたいとか意見を言っておきたいことがございましたらよろしくお願いたいんですけれども、いかがですか。よろしいでしょうか。

はい、阿部委員どうぞ。

○阿部委員

趣旨としては事務局側の意向としては基本的には要綱でもって要するに行政指導の基準を定めて誘導していくという、それ以上のきつい規制をかけないという前提なのか、場合によってはもっときつい、指導、誘導的なことを超えた何かをしていこうという趣旨なのか、どのぐらいのきつい規制をかけていくかという意識レベルというか規制の水準をどうするかということについて思惑というか考えをお聞かせいただければと思いますけれども。

○事務局

今日の御議論の中にもありましたように、時間をかけ、考えながら実施していく必要があるのかなというふうに思っています。なので、当面は今の要綱で、いわゆる指導レベルとしてどういう仕組みをつくるかというのがまずあると思います。その先には美観誘導制度なりそれと景観計画をどう考えていくかというのを先を考えるとときにはもう少し強制力を強い形にするのか、それをどう考えるのかを中で含めて考えていこうかなというふうに思っていますので、まずはこの指導要綱の中で仕組みなりをどう位置づけるかということなので、まずは指導レベルで始める形の方で考えたいなというふうに思っています。

○澤木委員長

ありがとうございます。美観誘導自身の考え方を変えていったりとか、景観計画に盛り込むという話が出てくるんだったら、まだ路線だけでいいのかみたいな議論もきっとあると思いますし、水都大阪という流れの中ではもう少し中之島全体の景観みたいな話の流れも、川からデジタルサイネージが中之島に見えていいのかみたいなものも気になったりしますし、もう少し多面的な検討もできるのかなと思ったりもしていますけれども、一応今回市のほうからいただいているものは、この美観誘導路線の中でのデジタルサイネージの広告物のあり方ですので、一旦はそこを限定してこの委員会では検討結果を出していきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

それでは、以上で本日予定しておりました議事を終了させていただくということで事務

局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○大倉都市景観担当課長代理

澤木委員長どうもありがとうございました。

本日は長時間議事の運用、また貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございます。今後とも、委員の皆様方には御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これもちまして、本日の第37回大阪市都市景観委員会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員

大阪市都市景観委員会委員
